

平成25年度
松江市原子力防災訓練

《松江市実施要領》

松 江 市

平成25年度原子力防災訓練

【松江市】

《経緯と目的》

平成23年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故は、同発電所を中心とした半径20km等の広域に避難が指示されるなど、それまでの国の原子力防災に対する概念を大きく覆すものであり、昨年度の訓練では、島根県広域避難計画に基づく広域避難措置を円滑に実施するため、PAZ(島根原子力発電所から概ね5km 圏内)に含まれる地区の避難先の一つである大田市や防災関係機関相互の協力のもと、地域住民、学校の生徒の避難誘導や避難措置、避難経路所・避難所の運営訓練等を実施した。

今年度の訓練は、国の原子力災害対策指針や松江市地域防災計画、島根県広域避難計画等に基づき、島根原子力発電所における原子力災害発生時に島根県広域避難計画に基づく広域避難措置を円滑に実施するため、PAZに含まれる地区の避難先の一つである奥出雲町や防災関係機関相互の協力のもと、地域住民の避難誘導や避難措置、避難経路所・避難所の設置運営訓練等を実施する。

また、鹿島地区及び UPZ に含まれる複数の地区を対象に、市内に設けた仮想避難先の想定避難所を用いて、防災関係機関相互の協力のもと、地域住民の避難誘導や避難措置等の訓練を実施する。

更に昨年度と同様に、原子力災害発生時における防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の防災技術の習熟を目的とした初動対応訓練や、市全域の関係施設等への情報伝達訓練について、引き続き実施する。

《実施日時》

平成25年11月 5日(火) 8:30~12:30

平成25年11月10日(日) 7:00~16:30

(関係機関等への情報伝達訓練は、11月7日(木)に一部対象施設を実施)

(初動対応訓練のうち災害対策要員の研修は、8月28日(水)、29日(木)、30日(金)に実施)

(緊急時モニタリング訓練に関する指定要員等の事前研修は、5月30日(木)、8月27日(火)、10月29日(火)、30日(水)に実施)

《実施場所》

三成公園(奥出雲町)、奥出雲町立町民体育館、島根県消防学校、松江市役所本庁、支所^{*1}、公民館^{*2}、市立女子高、小中学校、幼稚園、保育所、島根県原子力環境センター、島根県原子力防災センター、島根原子力発電所 等

※1・・・鹿島・島根両支所は支所原子力事故対策会議、現地災害対策本部を設置。

※2・・・法吉・城東・白潟・朝日・雑賀公民館は地区災害対策本部を設置。

《参加機関》

奥出雲町、鹿島自治連合会、島根地区自治会連合会、法吉地区自治会連合会、城東地区町内会・自治会連合会、白潟地区町内会連合会、朝日地区町内会・自治会連合会、雑賀地区町内会連合会、松江市消防団、松江市町内会・自治会連合会、山陰ケーブルビジョン(株)、中国電力(株)、(公財)しまね国際センター、(福)しらゆり会、(福)宝珠会、(福)ねむの木福祉会、(福)湖朋会、(福)嵩見保育所、(福)島根県社会福祉事業団、(福)比津ヶ丘保育園、(福)松江福祉会、(福)みずうみ、(福)聖徳福祉会、(株)めぐみ、(福)松生会、(福)ナザレン愛児会、(財)鉄道弘済会、(福)松尾保育所、(福)みつき福祉会、(福)みどり愛児会、(福)恵泉会、(福)虹の子福祉会、(福)上口福祉会、(福)松江福祉公社、(福)チャイルド福祉会、(福)竹矢福祉会、(福)ひよし福祉会、(福)乃木愛育会、(福)袖師保育所、(福)つわぶき、(学)朋和学

園、(福)玉依会、(福)たけかや福祉会、(福)玉造厚生会、(福)はなぶさ、山陰中央ヤクルト販売(株)、国立大学法人島根大学、日本赤十字社(独)、国立病院機構松江医療センター、医療法人創健会、バンボハウス、島根県警察本部、松江警察署、陸上自衛隊第13旅団、(独)原子力安全基盤機構、(独)日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター、原子力規制委員会原子力規制庁島根原子力規制事務所、島根県、松江市、松江市教育委員会、松江市消防本部、松江市上下水道局、松江市ガス局、松江市交通局、松江市立病院 等

《訓練想定》

『島根原子力発電所2号機(定格出力82万キロワット)において、原子炉の運転中に送電線事故の影響により外部電源が喪失(所内単独運転失敗)したことにより、原子炉が自動停止するとともに、原子炉への給水ポンプ停止と、残留熱除去系ポンプ2台中1台の起動失敗の警戒事態に該当する2つの事象(全ての給水機能の喪失と残留熱除去機能の喪失)が発生した。また、原子炉隔離時冷却系を手動起動し原子炉へ給水を開始、3台の非常用ディーゼル発電機が自動起動し、残留熱除去系ポンプ1台により圧力抑制室の冷却を開始していたが、その後、非常用ディーゼル発電機3台中2台が故障停止して警戒事態に該当する事象(交流電源の喪失)が追加発生した。

その後、残りの残留熱除去系ポンプ1台も故障停止し、原子炉の圧力を抑制するため大量の保有水によって原子炉から発生する蒸気を凝縮する機能を持つ原子炉格納容器圧力抑制室の除熱ができない状態となり、原災法第10条に該当する特定事象(施設敷地緊急事態)となった。

更にその後、圧力抑制室の水温が100℃を超えたことにより原災法第15条に該当する原子力緊急事態(全面緊急事態)に至った』という想定のもとで、訓練を行う。

注1) 上記の事象想定は、原子力防災訓練の実施にあたって、住民避難が必要となる事象を想定する必要があることから、福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策(高圧発電機車やガスタービン発電機等の整備)や号機間の電源融通等は考慮せず、また、安全上重要な設備が次々に故障し、復旧しないという厳しい仮定をしている。

注2) 警戒事象(警戒事態)・・・原子力災害対策指針に基づく警戒事態(該当する事象は、今後原子力事業者において設定)が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練でいう「警戒事象」は、「全ての給水機能の喪失」、「残留熱除去機能(の一部の)喪失」および「交流電源の喪失」を想定。

注3) 原災法第10条事象(施設敷地緊急事態)・・・原子力災害対策特別措置法第10条による特定事象(原子力事業所の区域の境界付近において定められた基準以上の放射線量が検出されたこと、またはその他の政令で定める事象の発生)が発生し、原子力事業者から国、地方公共団体へ通報を行う事象。

今回の訓練でいう「特定事象」は、「残留熱除去機能喪失」を想定。

注4) 原災法第15条事象(全面緊急事態)・・・原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失するなど、原子力災害対策特別措置法第15条に基づく異常な事象が発生し、内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言が発せられ、国において原子力災害対策本部が設置される事象。

今回の訓練でいう「異常な事象」は、「残留熱除去機能喪失(※従来の「圧力抑制機能喪失」)」を想定。

《訓練項目及び内容》

☆市が主体となって行う訓練

1. 初動対応訓練(原子力事故対策会議設置運営訓練を含む)

発電所から安全協定に基づく異常時の連絡や、国からの警戒事態発生等の連絡を受け、原子力事故対策会議を設置し、会議を開催する。

○内部組織での通信連絡訓練

・安全協定第10条に基づく異常時の連絡受信後、会議構成員(関係支所)への通信連絡を行

う。

【段階別通信及び参集】

- ・オフサイトセンター(島根原子力防災センター)へ各機能グループ要員や現地事故対策連絡会議構成員等の指定要員を派遣する。
- ・島根県等との連携を強化するため、島根県の要請に基づき連絡要員を派遣する。
- ・広域避難措置に備えた対象地区・支所及び広域避難受け入れ先へ対応要員を派遣する。
※広域避難措置に係る広域避難受け入れ先及び関係支所・地区への対応要員の派遣は、11月10日(日)の訓練において実施する。「3. 災害対策本部設置運営訓練」も同様とする。

○外部機関との通信連絡訓練

- ・島根県、奥出雲町、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用電話回線等を使用した通信連絡を行う。
※広域避難措置に係る広域避難受け入れ先との通信連絡は、11月10日(日)の訓練において実施する。「3. 災害対策本部設置運営訓練」も同様とする。

○原子力事故対策会議の開催及び運営訓練

- ・本庁において、構成部局により災害関連情報を共有し、市のとるべき措置等について検討するとともに、会議決定事項等を支所・地区事故対策会議、島根県、奥出雲町、全企業局、消防本部へ伝達する。
- ・支所原子力事故対策会議においても、構成部局等により事故関連情報及び本庁原子力事故対策会議決定事項を共有し、とるべき措置等について検討する。
- ・関係地区(鹿島・島根支所と同様にPAZを含む生馬・古江地区)においては、本庁原子力事故対策会議結果の情報伝達については想定とする。

【本庁】原子力事故対策会議の設置・運営訓練(1回)

【鹿島・島根支所】支所原子力事故対策会議の設置・運営訓練(1回)

2. オフサイトセンター要員派遣訓練

○機能グループ要員、現地事故対策連絡会議構成員、合同対策協議会構成員の派遣訓練

- ・原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)の設置運営に必要な要員を派遣する。

【訓練対象】機能グループ要員8名、現地事故対策連絡会議構成員1名、合同対策協議会構成員1名

3. 災害対策本部設置運営訓練

発電所から原災法第10条に該当する事象の発生連絡(施設敷地緊急事態)等を受け、災害対策本部会議を開催し、事故進展に備えた市のとるべき措置等について検討する。

更に、その後事象が進展し、原災法第15条に該当する事象の発生(全面緊急事態)及び原子力緊急事態宣言並びに避難指示の連絡を受け、速やかに島根県広域避難計画に基づき避難措置を実施するとともに、防災関係機関相互の対応状況の確認等、災害対策本部会議を開催し、市のとるべき措置等について検討する。

○内部組織での通信連絡訓練

- ・原災法第10条通報受信後の本部要員(企業局・支所等)への通信連絡を行う。

【段階別通信及び参集】

- ・広域避難措置に備えた対象地区・支所及び広域避難受け入れ先へ対応要員を派遣する。

○外部機関との通信連絡訓練

- ・島根県、奥出雲町、島根原子力発電所、その他防災関係機関との間で、専用電話回線等を使用した通信連絡を行う。

○災害対策本部会議の開催及び運営訓練

- ・本庁において、構成部局により災害関連情報を共有し、市の取るべき措置等について検討

するとともに、会議決定事項等を支所現地災害対策本部、支所・地区災害対策本部、島根県、奥出雲町、全企業局、消防本部へ伝達する。

- ・設置する支所現地災害対策本部、支所・地区災害対策本部においても、構成部局(本庁応援要員を含む)等により災害関連情報及び本庁災害対策本部会議決定事項を共有し、とるべき措置等について検討する。

※今年度住民避難措置等訓練の対象地区における地区災害対策本部の設置・運営については、広域避難措置に係る訓練として、11月10日(日)に実施する。

- ・該当地区以外の地区、鹿島・島根を除く支所、企業局等においては、災害対策本部の設置、本庁災害対策本部会議結果の情報伝達については想定とする。

【本庁】災害対策本部の設置・会議運営訓練(2回)、TV会議の運営訓練(2回)

【鹿島・島根支所】現地災害対策本部会議の設置・運営訓練(2回)

※支所現地災害対策本部会議のうち1回は、11月10日(日)の避難措置等訓練にて実施する。

【地区災害対策本部(城東・法吉・白潟・朝日・雑賀地区)】地区災害対策本部の設置・運営訓練(1回)

※地区災害対策本部の設置・運営は、11月10日(日)の避難措置等訓練にて実施する。

4. 緊急時モニタリング訓練

○緊急時モニタリングセンター要員派遣訓練

- ・島根県が定める緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリングセンターに指定要員を派遣し、緊急時モニタリング活動を実施する。

【訓練対象】 島根県緊急時モニタリングセンター構成員等9名(環境保全部9名)

○各支所管内の機動モニタリング活動訓練

- ・緊急時モニタリング計画に基づき、広域的な車両を用いた機動モニタリング活動を実施する。

【訓練対象】 鹿島・島根支所を除く各支所1名。

5. 緊急被ばく医療活動訓練

○汚染等を伴う救急患者搬送・医療処置等訓練

- ・島根原子力発電所内で発生した汚染等のある患者の救急搬送及び被ばく医療機関等における除染等の処置を行う。

【訓練対象】 松江市立病院、松江市消防本部

○ヨウ素剤搬送・服用訓練

- ・住民の避難訓練に併せて、地区・支所現地災害対策本部にヨウ素剤を搬送し、一時集結所において配布等を行う。

【訓練対象】 避難対象地区、学校、支所へのヨウ素剤の搬送・服用(保健師7名)

6. 広報活動訓練

○住民への広報訓練

- ・住民への広報訓練については、多重の方法により住民への迅速かつ的確な情報伝達訓練を実施する。

【広報手段】防災行政無線(同報系)、有線放送、松江市行政情報告知システム、ケーブルテレビ、ホームページ、防災メール、しまね国際センターメールマガジン、松江市公式 twitter、広報車

※国際文化観光都市という地域特性から、メールマガジンでは外国語を交えて実施する。

【対象地区】全市域

※事前広報については、上記広報手段のうち複数を用いて行う。

※広報手段毎の対象地区については、「7. 住民の広域避難措置訓練」、「8. 住民の仮想広域避難措置訓練」、「9. 学校等の屋内退避訓練」、「10. 災害時要援護者の避難措置等訓練」、の訓練計画を踏まえて実施する。

7. 住民の広域避難措置訓練

○広域避難訓練

・島根地区の住民の参加により、奥出雲町に設置する避難経由所、避難所を用いた広域的な避難訓練を行う。

【訓練対象地区及び対象者】

・避難訓練：島根地区約90名。
・避難訓練では、災害時要援護者(模擬)の避難誘導訓練を併せて実施する。

【訓練における一時集結所】

・島根地区：マリングートしまね、島根支所、野波海浜公園、小波スポーツ広場

【避難経由所及び訓練における避難所】

・避難経由所：三成公園(奥出雲町三成188番地)
・避難所：奥出雲町立町民体育館(奥出雲町三成445番地-3)
※移動中に「さくらおろち湖自転車競技本部施設」にてスクリーニング、除染デモ見学を行う。

8. 住民の仮想広域避難措置訓練

○仮想広域避難訓練

・鹿島、法吉、城東、白潟、朝日、雑賀地区の住民の参加により、松江市内に仮想避難先として設置する想定避難所を用いた広域的な避難訓練を行う。

※各地区の避難計画における避難先は異なるが、今回は避難措置に係る手順確認と位置付け市内に仮想避難先を設ける。

【訓練対象地区及び対象者】

・避難訓練：鹿島地区約40名、法吉地区約40名、城東地区約40名、白潟地区約40名、朝日地区約40名、雑賀地区約40名の合計約240名。
・避難訓練では、災害時要援護者(模擬)の避難誘導訓練を併せて実施する。

【訓練における一時集結所】

・鹿島地区：御津公民館、講武公民館、手結集会所、片句集会所、古浦集会所、恵曇公民館、鹿島文化ホール
・法吉地区：法吉公民館
・城東地区：松江市旧水道局
・白潟地区：松江市民活動センター
・朝日地区：松江市民立第三中学校
・雑賀地区：国道432号線脇(相生町地内)

【想定避難所】

・想定避難所：島根県消防学校(松江市乃木福富町735-157)
※避難経由所の設置・運営については想定とし、避難経由所経由後の避難所での収容活動等を実施する。

9. 学校の屋内退避訓練

○学校の屋内退避訓練

・防災無線等を活用し、各学校への緊急時の通信連絡を行い、教員等による児童・生徒等への連絡、誘導及び屋内退避を行う(実施日は、「11. 関係機関等への情報伝達訓練」による)。屋内退避完了後は、各学校において原子力防災学習を行う(原子力防災学習は「12. 原子力防災学習会」による)。

※学校の屋内退避訓練は、学校の情報伝達訓練とともに11月7日(木)に実施する。

【屋内退避訓練対象学校】

・松江市立の全小学校、中学校、高校 等

10. 災害時要援護者の避難措置等訓練

○社会福祉施設への通信連絡及び避難訓練

・社会福祉施設(入所施設)における「原子力災害にかかる避難計画」作成ガイドラインの検証のため、島根県において実施される施設への通信連絡及び避難訓練に参加する。

【訓練対象施設】

・社会福祉法人 山陰家庭学院

障がい児入所施設松江学園、短期入所事業所松江学園はばたき

○災害時要援護者の広域避難訓練

・「7. 住民の広域避難措置訓練」、「8. 住民の仮想広域避難措置訓練」に併せて、各地区にて在宅要援護者を想定した車椅子による搬送を行う。

【訓練対象地区】

・島根地区、鹿島地区、法吉地区、城東地区、白潟地区、朝日地区、雑賀地区

11. 関係機関等への情報伝達訓練

市全域の関係施設等への情報伝達訓練を実施する。

※「学校施設」への情報伝達訓練は基準日を11月7日(木)として、それ以外の対象区分は1月5日(火)に実施する。

○学校施設・幼保施設

・防災無線等を活用し、各学校等への緊急時通報連絡訓練(学校については併せて屋内退避訓練を実施)を行う。

【訓練対象】

(高 校)市内全市立高校・・・(全1校)

女子高

(中学校)市内全市立中学校他・・・(地区順に記載 全18校)

第一中、第二中、第三中、第四中、湖南中、湖東中、本庄中、湖北中、鹿島中、島根中、美保関中、八雲中、玉湯中、宍道中、宍道中大野原分校、八束学園(八束中)、東出雲中、島根大学附属中

(小学校)市内全市立小学校他・・・(地区順に記載 全36校)

母衣小、城北小、内中原小、中央小、雑賀小、津田小、古志原小、川津小、朝酌小、法吉小、竹矢小、乃木小、忌部小、大庭小、生馬小、持田小、古江小、本庄小、大野小、秋鹿小、恵曇小、佐太小、鹿島東小、島根小、美保関小、八雲小、玉湯小、大谷小、宍道小、来待小、来待小大野原分校、八束学園(八束小)、出雲郷小、揖屋小、意東小、島根大学附属小

(幼稚園)市内全市立幼稚園他・・・(地区順に記載 全30園)

母衣幼、城北幼、内中原幼、中央幼、雑賀幼、津田幼、古志原幼、川津幼、朝酌幼、竹矢幼、忌部幼、大庭幼、生馬幼、持田幼、古江幼、本庄幼、大野幼、秋鹿幼、恵曇幼、佐太幼、講武幼、八雲幼、玉湯幼、大谷幼、出雲郷幼、揖屋幼、意東幼、幼保園のぎ、しんじ幼保園、島根大学附属幼

(保育所)市内全保育所・・・(地区順に記載 全79所(園))

しらゆり千鳥保育園、たまち保育園、たまち乳児保育園、城東保育所、あおぞら保育園、たまち育英北保育園、笑美保育所、しらゆり第2保育園、嵩見保育所、しらとり保育所、末次保育所、比津ヶ丘保育園、比津ヶ丘保育園融合センター、比津ヶ丘保育園わらべのその、法吉保育所、みずうみ保育園、みずうみ第2保育園、みのり黒田保育園、浜佐田保育園、みのり保育園、みのり乳児保育園、ふたば保育所、ふたば第二保育所、本庄保育所、御津

保育所、恵曇保育所、マリン保育所、野波保育所、美保関西保育所、美保関東保育所、やつか保育園、白瀉保育所、松江ナザレン保育園、松江保育所、松原保育園、松尾保育所、みつぎ保育園、みつぎ乳児保育園、みどり保育所、愛恵保育園、虹の子保育園、なかよし保育園、古志原保育所、こばと保育園、運動公園前保育所チャイルド、しらゆり第3保育園、わかたけ保育園、ひよし第2保育園、乃木保育所、袖師保育所、みつぎ田和山保育園、みつぎ田和山第2保育園、みつぎ田和山夜間保育園、つわぶき保育園、ふたば第三保育所、しらゆり保育園、育英保育園、なの花保育園、つわぶきこども園、八雲保育園、たけかや保育園、ひよし保育園、湯町保育園、玉湯さくら保育園、揖屋保育園、意東保育園、出雲郷保育園、錦新町保育園、みつぎ出雲郷保育園、ヤクルトうさぎ園、ヤクルトたんぼぼ園、ヤクルトさくらんぼ園、松江赤十字病院保育所、国立病院機構松江医療センターさくら保育園、松江記念病院保育所すぎのこ園、バンボハウス、松江市魚瀬世代間交流会館、松江市立病院院内保育所たわやまっこ、社会福祉法人みずうみ企業内保育園

学校施設・幼保施設合計(全164施設)

○公民館

・防災無線等を活用し、公民館への緊急時通報連絡訓練を行う。

【訓練対象】

川津公民館、朝酌公民館、本庄公民館、持田公民館、城東公民館、城北公民館、城西公民館、法吉公民館、生馬公民館、古江公民館、秋鹿公民館、大野公民館、雑賀公民館、朝日公民館、白瀉公民館、乃木公民館、忌部公民館、竹矢公民館、津田公民館、大庭公民館、古志原公民館、恵曇公民館、佐太公民館、講武公民館、御津公民館、島根公民館、美保関公民館、八雲公民館、玉湯公民館、宍道公民館、来待地区公民館、八東会館、出雲郷公民館、揖屋公民館、意東公民館、上意東公民館・・・(全36公民館)

○消防団

・防災無線を活用し、消防団長、各方面団長に対する緊急時通報連絡訓練を行う。

【訓練対象】

消防団長、松江橋北方面団、松江橋南方面団、鹿島方面団、島根方面団、美保関方面団、八雲方面団、玉湯方面団、宍道方面団、八東方面団、東出雲方面団・・・(全11名)

○松江市町内会・自治会連合会

・自治会連合会長FAXを活用し、各地区会長あてに情報伝達訓練を行う。

【訓練対象】

城東地区、城北地区、城西地区、白瀉地区、朝日地区、雑賀地区、津田地区、古志原地区、川津地区、朝酌地区、法吉地区、竹矢地区、乃木地区、忌部地区、大庭地区、生馬地区、持田地区、古江地区、本庄地区、大野地区、秋鹿地区、鹿島地区、島根地区、美保関地区、八雲地区、玉湯地区、宍道地区、八東地区、東出雲地区・・・(全29名)

○災害時要援護者

・島根県が県内全ての社会福祉施設への緊急時通報連絡訓練を行う。

12. 原子力防災学習会

○原子力防災学習会

・原子力防災に関する知識普及のため、「7. 住民の広域避難措置訓練」及び「8. 住民の仮想広域避難措置訓練」に併せて避難訓練参加者を対象に専門講師を招き原子力防災学習会を開催する。

・「9. 学校の屋内退避訓練」に併せて各学校において原子力防災学習を実施する。

【訓練対象】

(住民の広域避難措置訓練)

・島根地区

(住民の仮想広域避難措置訓練)

・鹿島地区、法吉地区、城東地区、白瀉地区、朝日地区、雑賀地区

(学校の屋内退避訓練)

- ・松江市立の全小学校、中学校、高校 等

【会場】

(住民の広域避難措置訓練)

- ・奥出雲町立町民体育館（奥出雲町三成445番地-3）

(住民の仮想広域避難措置訓練)

- ・島根県消防学校(松江市乃木福富町735-157)

(学校の屋内退避訓練)

- ・松江市立の全小学校、中学校、高校 等

☆国、県、中国電力及び市共通の訓練

1. 初動対応訓練(緊急時通信連絡訓練)【県庁、OFC、市役所本庁及び各支所】

- ・安全協定第10条通報(今回は警戒事態 EAL1)から原災法10条通報(施設敷地緊急事態 EAL2)、原災法15条(全面緊急事態 EAL3)までの各機関の対応の手順の確認を行い、併せて関係機関との通信連絡を行う。
- ・事象の進展に伴い、事故対策会議、災害対策本部会議等を開催する。

2. オフサイトセンター設置運営訓練【OFC】

- ・原子力災害対策特別措置法に定める緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)において設置運営を行う。
- ・県災害対策本部等とオフサイトセンター間でTV会議システムを使用した情報伝達を行う。

3. 社会福祉施設(入所施設)等の避難措置等訓練【福祉施設、陸上自衛隊】

- ・障がい者入所施設松江学園(松江市島根町大芦)、短期入所事業所松江学園はばたき(松江市島根町大芦)において、島根県及び松江市からの連絡・指示等を受け、施設内での情報共有、関係機関等への通信連絡等を行う。
- ・島根県から県内の社会福祉施設及び病院等に対して注意喚起の通信連絡を行う。
- ・施設職員により、入所者を安全に居室から避難車両・自衛隊ヘリに乗車・搭乗させ、広域福祉避難所(奥出雲町)まで搬送するまでの避難支援等を行う。

4. 緊急時モニタリング訓練【島根県原子力環境センター】

- ・福島第一原子力発電所の事故、国の原子力災害対策指針の改定を踏まえて策定した「島根県緊急時環境放射線モニタリング計画に係る初期対応について(初期対応編)」に沿って30 km 圏内における緊急時モニタリング訓練を実施し、実務全般の習熟度向上を図るとともに、計画の検証を行う。

5. 緊急被ばく医療活動訓練【県立中央病院 ほか】

- ・島根原子力発電所内診療所における初期診療、救急車両による搬送及び被ばく医療機関での除染等処置を行う。
- ・ヨウ化カリウム散剤を配備している医療機関等において、安定ヨウ素剤内服液の調製を行う。

6. 自衛隊災害派遣運用訓練【中部方面隊、陸上自衛隊第13旅団 ほか】

- ・原子力災害発生時の自衛隊の現地での迅速な救援活動を実施するため、連絡体制の確認及び現地での各種防災支援活動等を行う。
- ・陸上自衛隊第13旅団司令部付隊(科学防護小隊)により、訓練上のスクリーニングポイントにおいて車両等の除染活動(デモンストレーション)を行う。

7. 避難誘導、交通規制等措置訓練【島根県警察本部 ほか】

- ・「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」5km圏域避難ルート図記載の避難誘導ポイントに警察官を配置し、避難誘導及び流入警戒活動を行う。
- ・パトカーによる広域避難車両の先導及び避難所等における警戒活動を実施する。
- ・住民の避難状況を撮影し、島根県警察本部を経由して島根県庁防災センターへ映像送信する。

《訓練の中止》

災害の発生又は発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

平成25年度松江市原子力防災訓練のポイント

- 1. 初動対応訓練(原子力事故対策会議設置運営訓練を含む)、災害対策本部設置運営訓練**
 - ・奥出雲町と住民避難に関する通信連絡訓練を初めて実施。
 - ・原子力災害対策指針において、定められた警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の段階毎に求められる対策を検討するため、原子力事故対策会議及び災害対策本部会議を開催。
- 2. オフサイトセンター要員派遣訓練**
 - ・各機能グループ要員、現地事故対策連絡会議要員、合同対策協議会要員を派遣し、オフサイトセンターにおける初動対応活動訓練や原子力災害合同対策協議会運営訓練に参加。
- 3. 緊急時モニタリング訓練**
 - ・「島根県緊急時環境放射線モニタリング計画に係る初期対応について(初期対応編)」に基づき、松江市全域でのモニタリング訓練を実施。
- 4. 緊急被ばく医療活動訓練**
 - ・一時集結所において安定ヨウ素剤(模擬)の配布訓練を福島第一原発事故後、初めて実施。
- 5. 広報活動訓練**
 - ・松江市防災行政無線(同報系)スピーカー、有線放送、松江市行政情報告知システム、ケーブルテレビ、松江市ホームページ、防災メール、しまね国際センターメールマガジン、松江市公式 twitter、広報車を用いた訓練広報を実施。
- 6. 住民の広域避難措置訓練**
 - ・島根地区の広域避難受入先である奥出雲町への広域避難訓練を初めて実施。
- 7. 住民の仮想広域避難措置訓練**
 - ・鹿島地区(PAZ)、法吉・城東・白潟・朝日・雑賀(UPZ)による、仮想広域避難先への避難訓練を初めて実施。
- 8. 学校の屋内退避訓練、原子力防災学習会**
 - ・「11. 関係機関等への情報伝達訓練」に併せ、市内全ての市立学校等において全校生徒の屋内退避訓練及び原子力防災学習を実施(約18,000名参加予定)。
- 9. 災害時要援護者の避難措置等訓練**
 - ・「7. 住民の広域避難措置訓練」及び「8. 住民の仮想広域避難措置訓練」に併せ、避難対象地区において消防団や自主防災組織による避難誘導訓練を実施。
- 10. 関係機関等への情報伝達訓練**
 - ・市内全ての学校(市立校ほか)、幼稚園、保育所、公民館、消防団(団長・方面団長)、松江市町内会・自治会連合会長との情報伝達訓練を実施(約240施設等)。